

酒々井町障害者活躍推進計画

酒々井町

令和7年3月

1 計画策定にあたり

(1) 策定趣旨

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する計画」を作成することとされ、更なる障害者雇用の推進に向けた取り組みが必要となりました。

障害者の活躍とは、障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、すべての障害者とその障害特性や個性に応じて活躍できるよう、職場全体を挙げて取り組むことが重要です。

酒々井町では本計画のもと、障害者である職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいきます。

(2) 機関名 酒々井町

(3) 任命権者 酒々井町長

(4) 計画期間

第1期：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

第2期：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

2 障害者雇用等の状況

(1) 採用に関する目標

①現状（令和6年6月1日現在）の実雇用率 2.82%

②目標 令和8年7月から法定雇用率が0.2%（現状2.8%）上昇するため、令和8年6月1日時点の実雇用率を3.0%以上とし、計画最終年度まで維持することを目標とします。

③評価方法 障害者任免状況通報書により把握・進捗を管理します。

(2) 職場定着に関する目標

①現状

○常勤一般職の過去10年間離職者 0名

○非常勤一般職の過去5年間離職者 1名

※定年退職者及び任期満了による退職を除く

②目標 不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。

③評価方法 障害者任免状況通報時に前年度採用者を中心に定着状況を把握・進捗管理します。

3 障害者活躍推進に向けた取り組み

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ①障害者雇用推進者として総務課長を選任します。
- ②障害者である職員の相談窓口を総務課総務班に設置します。
- ③障害者職業生活相談員（5名以上の障害者を雇用）を選任し、職業生活全般の相談に応じ必要な助言を行います。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ①現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や必要な配慮等を踏まえ、職務の選定及び創出について検討します。
- ②相談窓口への相談及び職員意向調査等から、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ①新規に採用する障害者に対しては、面談等により必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い継続的に必要な措置を講じます。
- ②措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- ③今後の募集・採用にあたっては、厚生労働省作成の「障害者差別禁止指針」を踏まえたうえで合理的配慮を講じながら対応いたします。
- ④中途障害者（在職中に疾病又は事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために、通院の配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行います。

(4) その他

- ①会計年度任用職員についても常勤一般職員と同様とします。
- ②各関係法律等に基づき、障害者である職員の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮を行います。